

平成 21 年度第 2 回奈良県文化財保護審議会開催の案内

- 1 日時：平成 22 年 3 月 23 日（火）午後 1 時 00 分開会
- 2 場所：地方職員共済組合「猿沢荘」3 階会議室（奈良市池之町 3）
- 3 議題：平成 21 年度奈良県指定文化財の指定答申について
- 4 公開・非公開の別
（公開部分：審議会開会挨拶等冒頭部分 10 分程度）
（非公開部分：県指定文化財の個別物件の審議にかかる議題）

5 傍聴手続

- (1) 定員 5 名
- (2) 受付

傍聴希望者は、3 月 17 日（水）昼 12 時までに FAX または E メールでお申し込み下さい。（様式は問いません）

応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。

結果は 19 日（金）までに、FAX または E メールでお知らせします。

FAX：0742-27-5386

Eメールアドレス：bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

↑
(エルジー)

(3) 注意事項

傍聴に当たっては、「奈良県教育委員会会議傍聴規則」の第 3 条及び第 6 条に記載された内容を守っていただくこととなります。

6 問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局文化財保存課総務係 電話 0742-27-9864

<参考>

奈良県教育委員会会議傍聴規則（抜粋）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 酒気を帯びていると認められる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 みだりに席を離れないこと。
- 二 飲食及び喫煙をしないこと。
- 三 議事に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- 四 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 五 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- 六 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。